

武蔵村山市訪問型サービスサービスコード表(国基準相当訪問型サービス)

令和元年10月1日作成

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,172	1月につき	
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一	1,172単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055		
A2	2111	訪問型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	38	1日につき	
A2	2114	訪問型サービスⅠ・同一	38単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34		
A2	1211	訪問型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,342	1月につき	
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一	2,342単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108		
A2	2211	訪問型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき	
A2	2214	訪問型サービスⅡ・同一	77単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69		
A2	1321	訪問型サービスⅢ	要支援2(週2回を超える程度)	3,715	1月につき	
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一	3,715単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344		
A2	2321	訪問型サービスⅢ	要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき	
A2	2324	訪問型サービスⅢ・同一	122単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110		
A2	2411	訪問型サービスⅣ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	267	1回につき	
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一	267単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	240		
A2	2511	訪問型サービスⅤ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回まで	271	1回につき	
A2	2514	訪問型サービスⅤ・同一	271単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	244		
A2	2621	訪問型サービスⅥ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回まで	286	1回につき	
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一	286単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257		
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ニ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算		